

入 札 説 明 書

令和 7 年 1 2 月

群馬県教育委員会事務局管理課

群馬県立前橋西高等学校ほか16校LED照明器具賃貸借に係る入札公告（以下「公告」という。）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

記

1 公告日 令和7年12月16日

2 契約者 群馬県教育委員会 教育長 平田郁美

3 担当部局

〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

群馬県教育委員会事務局 管理課 県立学校施設係

電話 027-226-4548 FAX 027-243-7774

電子メール kkshisetu（アットマーク）pref.gunma.lg.jp

※「（アットマーク）」を@に置き換えて送信してください。

4 調達内容

(1) 賃貸借件名及び数量

群馬県立前橋西高等学校ほか16校LED照明器具賃貸借 一式

(2) 賃貸借件名の特質等 仕様書による

(3) 賃貸借期間 令和8年11月1日から令和18年3月31日まで

(4) 賃貸借場所 群馬県前橋市清野町 地内 外（別紙1参照）

(5) 入札方法 一般競争入札（事前審査）

5 入札参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下、「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和6・7年度 物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であって等級格付区分がA等級のものであること。

なお、この公告日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和7年12月26日（金）までに、群馬県会計局会計管理課に入札参加資格審査申請を行い、令和8年1月20日（火）の午後4時までに、資格者名簿の登載を確認し、群馬県教育委員会事務局管理課へその旨連絡すること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に

基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。

- (4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第 170 条第 2 項の規定による群馬県の入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 本件の一般競争入札参加申請兼資格確認表の提出日から入札日までの間において、群馬県から指名停止を受けていない者であること。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (7) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者をいう。）でないこと。

6 書類等の提出

(1) 入札参加資格提出期限、提出方法等

ア 提出期限

令和 8 年 1 月 20 日（火）午後 5 時まで（書類提出受付は、群馬県の休日を定める条例（以下、「休日条例」という。）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで）

イ 提出方法

原則として、電子入札システムにより「入札参加資格確認申請書」（別記様式 1）から「国又は地方公共団体における履行実績」（別記様式 3）までの電子データを提出すること。ただし、電子入札システムにより難しい場合は、あらかじめ県の承諾を得た上で、持参又は郵送（配達記録が残る方法によることとし、アの提出期間内に必着すること。）のみにより提出することができる。

ウ 提出部数 1 部

(2) 提出する書類は、次のとおりとする。

ア 一般競争入札参加申請書（別記様式 1）

イ 条件付き一般競争入札参加資格確認資料（別記様式 2）

ウ 国又は地方公共団体又は学校における履行実績（別記様式 3）

(3) 申請する書類の作成説明会は行わない。

(4) 資格確認審査の結果（以下「資格確認結果通知」という。）は、電子入札システム又は電子メールにより通知する。

なお、入札参加資格がないとされた確認通知書を受領した者は、当該通知を受領した日の翌日から起算して 5 日以内に、書面により入札参加資格がないとされた理由について説明を求めることができる。

(5) その他

- ア 提出する書類等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- イ 群馬県教育委員会は、提出された書類等を、本件入札以外に提出者に無断で使用しない。
- ウ 提出された書類等は、返却しない。
- エ 提出期限日以降における書類等の差し替え及び再提出は、契約当事者が必要と認めた場合を除き認めない。
- オ 書類等に関する問い合わせ先は上記 3 に同じ。

7 入札説明書等の質問

(1) 質問書の受付

質問は、入札説明書受領者が、令和 8 年 1 月 13 日(火)午後 1 時まで、上記 3 のアドレスに、「入札説明書に対する質問事項」(別紙 6)を電子メールにより提出して行うこと。また、電子メールの到達を電話で確認すること。入札説明書受領者以外の者からの質問及び受付時間以外の質問及び指定する書式や方法によらない質問は、一切受け付けない。

(2) 質問書の回答

令和 8 年 1 月 16 日(金)午後 5 時まで、入札説明書受領者すべてに対し電子入札システムにより回答する。

8 入札説明会

実施しない。

9 入札手続等

(1) 入札開始日時

令和 8 年 1 月 29 日(木) 午前 9 時

(2) 入札書及び内訳書提出締切日時

令和 8 年 2 月 2 日(月) 午後 4 時

(3) 開札予定日時

令和 8 年 2 月 3 日(火) 午前 10 時

10 入札方法等

- (1) 入札参加資格書を交付されなかった者又は入札日までに入札参加資格を失うことになった者は、入札の参加を認めない。
- (2) この入札は、原則として電子入札システムにより行う。ただし、電子入札システムの利用が困難な場合等にあつては、上記 9(1)、(2)の提出期間に上記 3 の場所に必着するよう、入札者の直接 持参又は郵送による入札とする。入札書(別記様式 4)は、封筒に入れ、入札件名及び住所・氏名を記載して提出 すること。二重封筒の表封筒に「群馬県立前橋西高等学校ほか 16 校 LED 照明器具賃貸借入札書在中」と朱書き すること。なお、郵送による場合は、書留郵便とし、群馬県教育委員会事務局管理課長あて親展で必着のこと。また、

持参する場合の受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までの間とする。

- (3) 入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令及び規則の規定を守ることを。
- (4) 入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等の規定に抵触する行為をしないこと。
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 入提出した入札書の引換え又は変更は認めない。
- (7) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。
- (8) 第1回の入札において落札者がいないときは、再度の入札を行う。再度の入札で落札者がいないときは、その入札における価格の下位の入札者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。
- (9) 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときには、これを中止する。なお、この場合における損害は、入札者の負担とする。

11 入札保証金 免除

12 契約保証金 免除

13 開札

開札は、電子入札システムにより行う。紙による入札参加者がいる場合は、当該入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、紙による入札参加者がいない場合及び入札参加者又はその代理人が立ち会わない場合は、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う

14 入札の無効

- (1) 次の各号に該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。

ア 入札参加資格を有しない者の入札

イ 書類等に虚偽の記載を行った者の入札

ウ 入札者が同一の入札について、2以上の入札書を提出したとき。

エ 入札に際し、不正の行為があったとき。

オ 入札書の金額、氏名、印影、又は重要な文字が誤脱し、又は不明確なとき。

カ ICカードの不正使用により行った入札。その他、入札に関する条件に違反したとき。

キ その他、入札に関する条件に違反したとき。

(2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

(3) 入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において上記 5 に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

15 落札者の決定方法

規則第 169 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が 2 者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 落札の公表

落札者は、群馬県報に公示する。

17 契約書の作成

落札者は、落札通知を受けた日の翌日から起算して 5 日以内に契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者が特に理由があると認めた場合は、この限りではない。期間内に契約締結に応じないときは、契約の相手方となる資格を失う。

18 苦情の申立て

この調達手続に不服がある者は、群馬県政府調達苦情検討委員会に対して苦情申立てを行うことができる。

連絡先：群馬県政府調達苦情検討委員会事務局（群馬県会計局会計管理課）

電話 027-223-1111（内線 3811・3812）

19 契約条項等を示す場所

契約書案及び入札を定めている関係規則等については、次により閲覧できる。

(1) 閲覧期間

令和 7 年 12 月 16 日から令和 8 年 2 月 2 日までの午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで。（ただし、休日条例第 1 条第 1 項に規定する休日を除く）

(2) 閲覧場所 上記 3 に同じ

20 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 書類等に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置を行うことがある。

- (3) 入札説明書及び仕様書を入手した者は、これを本件入札手続以外の目的で使用してはならない。
- (4) 入札説明書等の再配布等の禁止
入札説明書及び仕様書の受領者は、次の行為を行ってはならない。
ア 入札説明書及び仕様書を第三者へ閲覧させ、貸与又は譲渡すること。
イ 入札説明書及び仕様書を群馬県教育委員会の承諾を得ずに複写すること。
- (5) 入札参加資格書を受理した後、入札までに入札を辞退する場合は、令和8年2月2日(月)午後4時までに入札辞退届を上記3の場所に提出すること。(別記様式6)
なお、郵送の場合は書留郵便とすること。
- (6) この調達手続のいずれの段階であっても、政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)のいずれかの規定に違反して調達が行われたと判断する場合には、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得た日後10日以内に、群馬県政府調達苦情検討委員会に苦情を申し立てることができる。
- (7) 入札説明書に記載されていない事項については、地方自治法、同法施行令、地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令並びに規則など関係法令の定めによる。

表 対象校

No.	施設名	住所
1	前橋西高等学校	前橋市清野町 180
2	前橋東高等学校	前橋市江木町 800
3	勢多農林高等学校	前橋市日吉町 2-25-1
4	前橋商業高等学校	前橋市南町 4-35-1
5	太田フレックス高等学校	太田市下田島町 1243-1
6	渋川青翠高等学校	渋川市渋川 3912-1
7	渋川工業高等学校	渋川市渋川 8-1
8	富岡実業高等学校	富岡市富岡 451
9	吾妻中央高等学校	吾妻郡中之条町 1303
10	館林商工高等学校	邑楽郡明和町南大島 660
11	西邑楽高等学校	邑楽郡大泉町朝日 2-3-1
12	中央中等教育学校	高崎市新保田中町 184
13	赤城特別支援学校	前橋市上小出町 1-5-15
14	高崎高等特別支援学校	高崎市柴崎町 1838-2
15	あさひ特別支援学校	桐生市広沢町間ノ島 440
16	伊勢崎高等特別支援学校	伊勢崎市境 492
17	太田高等特別支援学校	太田市藤阿久町 12-1